

令和元年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和元年12月20日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書
請願第 2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げを求める請願書
- 第 4 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第152号 市道路線の認定について
議第153号 市道路線の変更について
議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について
議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 第 7 議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）
 議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
 議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
 第 8 議第168号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
 ついて
 第 9 議第169号 損害賠償の額を決定し和解することについて
 第10 議第170号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第9号）
 第11 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（25名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
6番	渡辺昌君	7番	尾形修平君
8番	鈴木一之君	9番	鈴木いせ子君
10番	高田晃君	11番	川村敏晴君
12番	小杉和也君	13番	嵩岡輝夫君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君

24番 山田 勉 君

25番 板垣 一徳 君

26番 三田 敏秋 君

○欠席議員（1名）

5番 稲葉 久美子 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総務課参事	長 谷 部 俊 一 君
企画財政課長	東 海 林 豊 君
自治振興課長	山 田 和 浩 君
税 務 課 長	建 部 昌 文 君
市 民 課 長	八 藤 後 茂 樹 君
環 境 課 長	中 村 豊 昭 君
保健医療課長	信 田 和 子 君
介護高齢課長	小 田 正 浩 君
福 祉 課 長	木 村 静 子 君
こども課長	鈴 木 美 宝 君
農林水産課長	大 滝 敏 文 君
地域経済 振興課長	川 崎 光 一 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
建 設 課 長	伊 与 部 善 久 君
都市計画課長	山 田 知 行 君
下 水 道 課 長	志 村 悟 君
水 道 局 長	山 田 広 良 君
会 計 管 理 者	大 滝 慈 光 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小 川 良 和 君
選 管 ・ 監 査 長 事 務 局 長	佐 藤 直 人 君
消 防 長	鈴 木 信 義 君

学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	内	山	治	夫
副参事	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。欠席の届け出の者1名であります。稲葉久美子議員から葬儀のため欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、小杉武仁君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告を願います。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

既に報道等で紹介をされておりますが、令和2年3月26日に福島県からスタートする東京2020オリンピック聖火リレーの本市における詳細ルートが決定をいたしました。また、聖火ランナーの新潟県の推薦枠内定者に本市にゆかりの山田詩織さんが含まれていることも報道され、大変うれしく思っているところであります。今後組織委員会において、年内には聖火ランナーを正式に決定し、2月には各聖火ランナーが走行する市町村について決定するとお聞きをいたしているところであります。

本市の聖火リレーの詳細ルートについてであります。新潟県内13コースの終点となります。6月6日に本年4月に供用開始いたしました村上市スケートパークを出発し、北前船の寄港地として古くから栄えてまいりました岩船港の港湾緑地までの区間約2.7キロを日本海に沈む夕日を眺めながらリレーされます。ゴール地点の岩船港港湾緑地では、聖火リレーの到着を祝うセレブレーションも実施される予定であります。平和と団結、友愛のともしびである聖火は、翌日次のスタート地点である山形県西川町につながることであります。本市での聖火リレーの開催は、本市が有する自然の美しさや伝統、文化などとともに、スケートボードの聖地「むらかみ」を目指す取り組みを国内外に発信する絶好の機会であると捉えております。これを契機に、スポーツ振興とスケートボードの聖地「むらかみ」の定着を着実に進めていくとともに、地域の活性化につながるよう努めて

まいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第3 請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書

請願第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げを
求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第1号及び請願第2号を一括して議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） おはようございます。ただいま上程されております請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書は、去る12月12日の市民厚生常任委員会において審査を行いました。初めに、紹介議員に補足説明を求めた後、審査に入りました。

村上市でも約8億円弱の生活保護費が出ており、その約6割が医療費で占められている。生活保護の制度自体を守る中で、今回の措置はやむを得ないと思う。本来手厚くされるべき人に対しては、加配等により手厚く対応されている。この請願は、そうでない人の部分を下げようというもので、反対するとの意見がありました。

また、さまざまな理由により生活保護になると細々とした食生活になり、病気を誘発することにもつながる。余裕が全然ない食べるだけの生活では、3年間で10%といえども緊迫した状況にある。国全体でも福祉予算が削られていく状況で、これ以上生活保護基準を下げないでほしいと考えることから、賛成するとの意見がありました。

そのほか意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立少数により請願第1号は不採択となりました。

次に、請願第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げをを求める請願書は、今ほど請願第1号に引き続き、紹介議員に補足説明を求めた後、審査に入りました。

国民健康保険に加入している人は1,500万人、協会けんぽには4,500万人が加入する中で、一律に協会けんぽ並みに下げるとするのは乱暴な議論だと思う。所得の低い方に対しての減免制度もある。サラリーマンで協会けんぽに加入している人より、国保で所得の多い人も多くいる。一律の議論を

求めるのは乱暴なやり方だと思うので、反対するとの意見がありました。

また、国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げるとは、財政的に難しいのではないかと
思う。1兆円の公費投入の点も含め、難しいのではないかと考えるので、反対するとの意見があり
ました。

そのほか意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立少数により請願第2号
は不採択となりました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第1号は採択しないことに決定をいたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第2号は採択しないことに決定をいたしました。

日程第4 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定
について

議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作
成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について

- 議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第136号から議第143号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第136号から議第143号までの8議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月11日午前10時から、第1委員会室において、委員8名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員及びに議会事務局長出席のもと、総務文教常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本市では会計年度任用職員は全てパートタイム職員として雇用予定していると説明があったが、保育士や療育指導員など正規職員と同一労働の職種については、待遇改善や社会保障の面からもフルタイム職員として雇用すべきではないかとの質疑に、保育士など人材確保が困難な職種や特殊な技術を要する職員については、フルタイムとしての雇用も有効な手段と考えているので、今後検討するとの答弁でした。

また、委員より、制度設計の段階では国の事務処理マニュアルを遵守するほか、近隣市町村の状況も参考にしているが、調査の状況はとの質疑に、県内全域での勉強会に参加し、情報交換を行っているとの答弁。

また、新発田市や胎内市の期末手当は本市より高いように聞いているがとの質疑に、確かに新発田市、胎内市の期末手当は本市より高いようだが、時間当たり単価や給与の格付が異なっているので、総収入額に差はないと考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第136号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第137号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第138号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第138号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第139号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第139号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第140号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、区嘱託員は非常勤の特別職でなくなるとのことだが、どのような身分になるのかとの質疑に、区嘱託員は現在非常勤職員であるが、嘱託員の要件が厳格化されるため、私人として業務委託契約を交わすこととなるとの答弁。

私人ということは、政治活動も可能になるのかとの質疑に、そのようになるとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第140号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第141号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第141号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第142号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、スケートパークを初め村上総合病院移転新築補助金にも過疎債を財源に充当することだが、市の大型事業に過疎債を使うと本来使うべき事業に影響はないのかとの質疑に、国のほうで限度枠の設定はされていないが、今回村上総合病院の要望に対して9割を超える過疎債の同意をいただいたとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第142号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第143号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員で議第143号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第144号から議第151号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第144号から議第151号までの8議案について、その審査の経過と主な質疑について報告します。

去る12月12日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、市民厚生常任委員会を開会しました。

初めに、議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平成28年4月1日からそれまでの通所介護が定員19人以上が従来の通所介護、18人以下が地域密着型通所介護に2通りになった。例えば新潟市の事業者の指定管理となっている上海府デイサービスセンターについて、介護士不足などで運営がなかなか大変だという状況の中で、地域密着型通所介護に移行した目的が明確でないように思うがとの質疑に、上海府デイサービスセンターについては、法改正の時点で定員が18人となっており、法改正とともに地域密着型通所介護施設としての運営に変わったとの答弁。

委員より、地域密着型施設になる前には、通所介護で市外の方が利用していた事例はあるのかとの質疑に、それ以前は広域型の通所介護であったが、市外の方が利用されていたということは聞いていないとの答弁。

委員より、市外の方の利用がない状況の中、それまでの施設を自己負担が割高な地域密着型に移すというのは、施設の経営をよくするということが目的の一つになるのではないかと思うのだが、

現状はそのようになっていない。なぜこのような形になったのかとの質疑に、国の法律改正により定員18名以下の施設は、地域密着型としての施設の運営が変わったもので、その名称どおりより地域との結びつきの強い運営の施設に位置づけられたとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第146号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（福祉センターゆり花会館）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第147号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（神林いこいの家）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、老朽化が進み将来的に運営ができないかもしれないとの説明があったが、3年後の受け皿として想定しているところはあるのかとの質疑に、二、三検討しているところではあるが、築40年たっているためいろいろ修繕しなければならないところも出ており、今後の方向性を考えるということで、検討期間として3年をお願いしたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第148号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（あらかわ病児保育センター）を議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先般対象年齢を小学校3年生から6年生に上げたが、その後の状況はとの質疑に、9月から年齢拡充となった。今現在4年生が1人登録しているが、利用には至っていない状況であるとの答弁。

委員より、利用者の村上市と関川村の方の割合はとの質疑に、平成30年度の実績で利用者の総数は353名で、市内の方が318名、関川村の方が35名となっているとの答弁。

委員より、市内の利用者の内訳との質疑に、村上地区148名、荒川地区103名、神林地区63名、朝日地区4名、山北地区がゼロであるとの答弁。

委員より、朝日地区の佐藤医院で病児保育が始まったが、利用状況を把握しているかとの質疑に、12月2日からの利用開始となっているが、2日1名、3日2名、9日1名、10日1名で、それ以外の日はゼロとなっているとの答弁。

委員より、全国的にインフルエンザが流行しているが、利用した子どもはインフルエンザによるものが多いのかとの質疑に、症状の内容までは確認していないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第149号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（神林学童保育所）を議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理料において会計年度任用職員制度により指定管理の施設の職員の給料はどのような対応となっているのかとの質疑に、現段階では通常の人件費を盛り込んでいるが、会計年度任用職員との差については、今後見直しを図っていくよう考えているとの答弁。

委員より、来年4月1日までに対応すると考えてよいのかとの質疑に、その時期も含め詳細を詰めていくとの答弁でした。

委員より、先般の閉会中事務調査で伺った際に、小学校が統合され、施設を利用する子どもたちの送迎に対する指定管理者の負担が多くなることが予想されるため、学校教育課と相談してスクールバスによる送迎ができないかと提案したが、その後動きはあったのかとの質疑に、学校教育課と具体的な話はしていないが、内部でそれが可能かどうか検討を始めた。冬期間はスクールバスの運行があるが、冬期間以外の時期に運行がないところもあり、その辺を詰めていきたいとの答弁でした。

委員より、閉校となる神納東小学校を子育て支援施設として利用する計画があるが、神林学童保育所をそこに移すような計画変更の余地はあるのかとの質疑に、神納東小学校については、一番よい利用の仕方の検討を重ねている段階である。学童保育所をそこに移すということは、可能性としてゼロではないが、今後具体的な検討を図っていきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第150号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（村上市コミュニティデイホーム）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、利用状況はとの質疑に、平成30年度は2,845人となっており、介護予防事業の元気くらぶ等で利用されているとの答弁。

委員より、お人形さま巡りや屏風まつりなどで立ち寄られた方はカウントされているのかとの質疑に、2,845人には含まれていない。休日・祝日については、シルバー人材センターへ委託されていて、1,200人ほどの利用があったと報告を受けているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第151号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第145号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第151号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第151号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第152号 市道路線の認定について

議第153号 市道路線の変更について

議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定について

議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第152号から議第158号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

[経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇]

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第152号から議第158号までの7議案について、その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

去る12月13日、市役所第1委員会室において、委員8名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第152号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第152号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第153号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、塩町北裏線について既存の市道を民間開発によって分離した形だが、今までの道路についてはどのような取り扱いになるのかとの質疑に、既存の道路と新しい道路を交換する形でつけかえをし、敷き幅が90センチしかないところに用地の寄附をいただいて、新しく4メートル道路になるということですとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第153号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第154号 村上市下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第154号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第155号 村上市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正により下水道課と水道局が統合し、上下水道課になるということだが、職員は今も手いっぱい働き、局長がなくなり、管理職が減って課長1人になるが、全体の事業に対して職員の配置はどのようになるのかとの質疑に、職員の配置については、人事異動で公表にならない限り把握はしていないが、新しい組織に対しての要望は担当課のほうに伝えているとの答弁でした。

委員より、経過措置を設けるということだが、これまでも簡易水道事業では一般会計から繰り入れて事業を実施している。採算性を考える公営企業会計に移行となれば、水道料金の値上げが考えられるがとの質疑に、ご心配の点はごもっともであるが、このたびの公営企業化に伴う簡易水道条例の改正はなく、上下水道事業会計と一本化するものではないので、一般会計からの繰り入れについても今までと同じ形で継続をするとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理者の選定理由にある観光客の少なくなる冬場の閑散期の対応について具体的な対策はどのように考えているのかとの質疑に、選定委員会においては、桑川漁港から水揚げされる魚の開きなどの加工品を商品化し、冬場の収入源として新たな事業展開としてこの場所、この会場を使ってやりたいとのことでしたとの答弁でした。

委員より、冬場の加工作業場所を新たにつくるにはかなりの投資が必要と思うがとの質疑に、具体的な投資額とかの話は出ていないが、冬場の閑散期に収入に結びつける手だての例として、魚の開き加工などの話が出ていたとの答弁でした。

委員より、道の駅がどのように買い物困難者に対応し、解消するのか具体的な対応策はどの質疑に、山北地区の買い物困難者の問題が指摘されているが、特に海岸部の商店の減少が言われている中、指定管理者の構成員もこの地域の方々なので、買い物困難の事情を熟知しており、周辺住民の方々にも買い物していただけるように、紙おむつなどの子育て用品や生活用品などの品ぞろえをして地域の方々の利用もできる施設にしていきたいとの提案もなされているとの答弁でした。

委員より、海里という新たなＪＲの観光列車との関係性は道の駅としてどのように提案しているかとの質疑に、現状の直営状況においても、観光列車海里への乗客の対応をお願いしているが、その対応についても継続していくし、新たな企画があればその都度ＪＲと協議をして協力していきたいということであるとの答弁でした。

委員より、現在勤務されている方々の雇用は指定管理後はどうなるのかとの質疑に、現在勤務されている方々には、今後の継続勤務の希望を聞きながら、希望する方には継続雇用をしていく予定であるとの答弁でした。

委員より、冬場の閑散期を含め赤字になった場合は、発注元である市が責任を持って職員の賃金を保障すべきと思うが、どのように考えているかとの質疑に、指定管理料の積算根拠の中に１年分の従業員の給料も含まれており、経費として見込んでいるので、影響はないと考えているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第156号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について（山北ゆり花温泉交流の館「八幡」）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、このたび提案されている指定管理団体は、これまで平成18年から４期にわたり指定管理者として業務を行ってきた実績があるのだが、今回はなぜ指定管理期間が３年と短いのかとの質疑に、以前から話が出ているように、山北地区の勝木周辺の拠点化について地域を含めて協議が重ねられている中、交流の館「八幡」の影響がどうかかわるのか結論が出ていないので、通常延長であれば５年ということもあるのだが、５年よりも３年という期間で交流の館「八幡」のあり方も含めた方向性を出したいとの考えから３年となったとの答弁でした。

委員より、この施設の中にかがり火という食堂が入っているが、この食堂は指定管理の中には入っていないと理解しているが、間違いないかとの質疑に、かがり火については自主営業の部分となり、市からかがり火の部分を借り受けて営業している形となっている。指定管理は、あくまで交流の館「八幡」の部分であるとの答弁でした。

委員より、仮に食堂かがり火の建物部分に修繕が必要となった場合、費用負担は市か指定管理者かとの質疑に、その部分については市からの持ち出しはないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第158号 公の施設に係る指定管理者の指定について（大津クロッカス農村公園）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、あちこちの農村公園の子どもたちの遊具が壊れて撤去されたりしているものがあるが、この公園は大丈夫なのかとの質疑に、この大津クロッカス農村公園は、昨年度の末3月に新設されたばかりで、ベンチ8基が設置されているが、老朽化した遊具などはないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第152号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第153号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第154号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第154号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第155号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第155号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第156号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第156号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第157号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第157号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第158号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第158号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）

議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第159号から議第167号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。
一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第159号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第8号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第159号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとするわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る12月17日午前10時から、委員24名、議長、議会事務局長出席のもと全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る12月11日総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、教育長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出では、第2款総務費について、委員より、市長交際費が30万円増額とのことだが、慶祝行事分かとの質疑に、小和田家への堆朱の記念品について予算積算時の差額分が20万円と災害の見舞金の関係で交際費不足分10万円の補正を願うものとの答弁。

質疑を終結した後、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第159号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る12月12日市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会

室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出で、第3款民生費について、委員より、社会福祉費の障害者自立支援経費で障害福祉サービス費が1億2,500万円ほど計上されている。先般当委員会の閉会中事務調査でグループホームはまえんどうを視察したところだが、その施設の分はどのくらいかとの質疑に、全部で1,018万円であるとの答弁。

質疑を終結した後、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第159号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る12月13日経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長からの説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出について、第6款農林水産業費について、委員より、農地費について山北地区温出地内と越沢地内で施工される2つの工事はいずれも新規の工事かとの質疑に、越沢地内の寒川頭首工復旧工事については、台風の後地元の管理している方からコンクリートの水たたき部分がかなり損傷しているとの通報があり、その箇所の修繕である。また、温出地内の小俣川排水樋管護床工事については、第3回定例会で補正した設計委託の工事分であるとの答弁。

質疑を終結した後、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第159号のうち経済建設分科会分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第159号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の内容について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第160号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入り

ましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決による採決の結果、起立全員で議第160号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時09分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告を願います。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第161号から議第163号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をしました。その概要と経過について報告します。

初めに、議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第161号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第162号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳出の第3款地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業職員人件費で、公務災害補償基金負担金7,000円の追加補正の理由はとの質疑に、職員人件費全体に言えることだが、当初予算は前年度の職員体制に基づいたものであり、改めて今年度の職員体制による調整を行い、その差額を補正計上したとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第163号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程しております議第164号から議第167号の4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしましたので、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第164号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第164号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第165号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第165号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第166号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水道使用料を減額補正する理由はとの質疑に、9月末時点において4月から9月までの調定額が前年度比91.51%であり、原因としては一昨年度の寒波で使用料がふえた影響が平成30年度にも一部残り、それを加味して積算したこと、また6月、7月に使用料の伸び悩みがあったこと等が考えられるとの答弁でした。

その他質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第166号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第167号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第167号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第159号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第159号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第160号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第160号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第161号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第161号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第162号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第162号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第163号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第163号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第164号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第164号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第165号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第165号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第166号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第166号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第167号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第167号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第168号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第168号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第168号につきまして、提案理由のご説明を
申し上げます。

本案は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり
ます。本定例会初日の諸般の報告でご報告を申し上げます市職員の不祥事につきましては、議員

各位並びに市民の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけをいたしましたことに、改めておわびを申し上げる次第であります。

私自身管理監督の責任者として深く責任を感じ、市長及び副市長の給与を減額するものであり、介護給付費の返還請求事務の遅延につきましては、令和2年1月に1カ月間10%を、消防職員の酒気帯び運転による交通事故につきましては、令和2年1月から3月までの3カ月間それぞれ10%を減額するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第168号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第168号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第169号 損害賠償の額を決定し和解することについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第169号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第169号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年9月14日に胎内市笹口浜地内で発生をいたしました公用車を運転中の非常勤職員による交通事故につきまして、このたび相手方との示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により損害賠償の額を決定し、和解することについて議会のご議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、非常勤職員が公用車のハンドル操作を誤りセンターラインをはみ出したため、対向してきた相手方車両と衝突し、負傷させたものであります。過失割合につきまして

は市側が100%、相手側がゼロ%とし、相手方に対して障がいによる治療費、通院交通費、入院諸雑費、文書料、休業損害及び慰謝料並びに後遺障がいによる逸失利益及び慰謝料として1,396万8,374円を賠償するものであります。賠償額のうち、相手方に支払い済みである970万1,699円を除いた426万6,675円につきまして、本議決後に示談書を取り交わし、お支払いをしようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ここに細かい説明は書かれていないのですけれども、例えばセンターラインをどのくらいはみ出したのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 答弁者は。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 事故の状況につきましては、現場に行った者の報告ということですので、どの程度というふうなことでの詳しいものはございませんが、国道113号走行中ということで、そのセンターラインをはみ出したということでありまして、その程度がどの程度というふうな報告はいただいております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今回の初日にも事故の関係あったのですけれども、数年前からもそういう事故が発生していますので、いつも担当のトップ、市長から、教育長もそうですけれども、そういったしっかり今後はやるのだというようなことを聞いておりますけれども、この平成29年の9月14日の朝はどんなミーティングしたのですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 今回といいますか、この事案につきましては、新潟市のほうで研修の出張とその帰りに事故が起きたということでございますし、公用車運転の際には出発前車両の点検、そして帰庁後また車両の点検ということで管理を行っておりますし、この車両につきましても出発前に点検をして、異常がないことを確認して出発しました。

〔「点検でなくて」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ミーティングの有無教えてくださいというのです。

市長。

○市長（高橋邦芳君） いずれにしても、私自身が一番いたたまれない気持ちであります。たび重なるこういう事案を一つでもというか、ゼロにするためにこれからしっかりと取り組みを進めるために、例えばこういう事案が発生したときには直ちにそのことについて公表し、職員に対して通知をし、交通安全はもちろんであります、綱紀の粛正に努めているところであります。

ですから、これをしっかりと粘り強く続けていくこと。また、外的には現在公用車にドライブレ

コーダー等の設置等についても進めているわけでありまして、いろんな要因でそのリスクを回避すること、それは一人一人の意識の問題も含めてでありますけれども、今努めているところでありますので、ご指摘ごもっともだというふうに思っておりますので、しっかりとこれからも取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 前にも私話したことがあるのですが、今民間ではもう何十年前から朝のミーティングで口でだけでなく、きょうはどんな危険があるのか、それに対策はどうしていくかと、そういった書面を出して毎日仕事している業者もあるのですが、そこまで行かなくてもいいけれども、これだけ事故あって、どうやったら少しでも減らすことができるのかという、その動きが欲しいわけですので、これは答弁要らないのですけれども、これからしっかりやってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第169号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第169号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第170号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第9号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第170号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第170号は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,430万円を追加し、予算の規模を351億7,660万円にしようとする

ものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第10款地方交付税では普通地方交付税 3万4,000円を、第17款寄附金ではふるさと納税寄附金で5,000万円を、第20款諸収入では自動車共済災害共済金426万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で平成29年9月14日、胎内市笹口浜で発生いたしました交通事故の賠償金及びふるさと納税の受け入れに伴うインターネット決済手数料で1,026万7,000円を、第7款商工費ではふるさと納税寄附者記念品代2,300万円を、第13款諸支出金ではふるさと応援基金積立金2,100万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議第170号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第170号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思っております。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和元年第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時33分 閉会